

令和2年(2020年)5月29日

第8回豊中市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(危機管理対策本部会議を含め25回目)

日時:5月29日(金)11時00分から

場所:第一庁舎2階大会議室

次 第

1. 現況について
2. 第18回府対策本部会議の内容について
3. 「大阪コロナ追跡システム」について
4. 今後の市の対応について
5. その他

第8回豊中市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

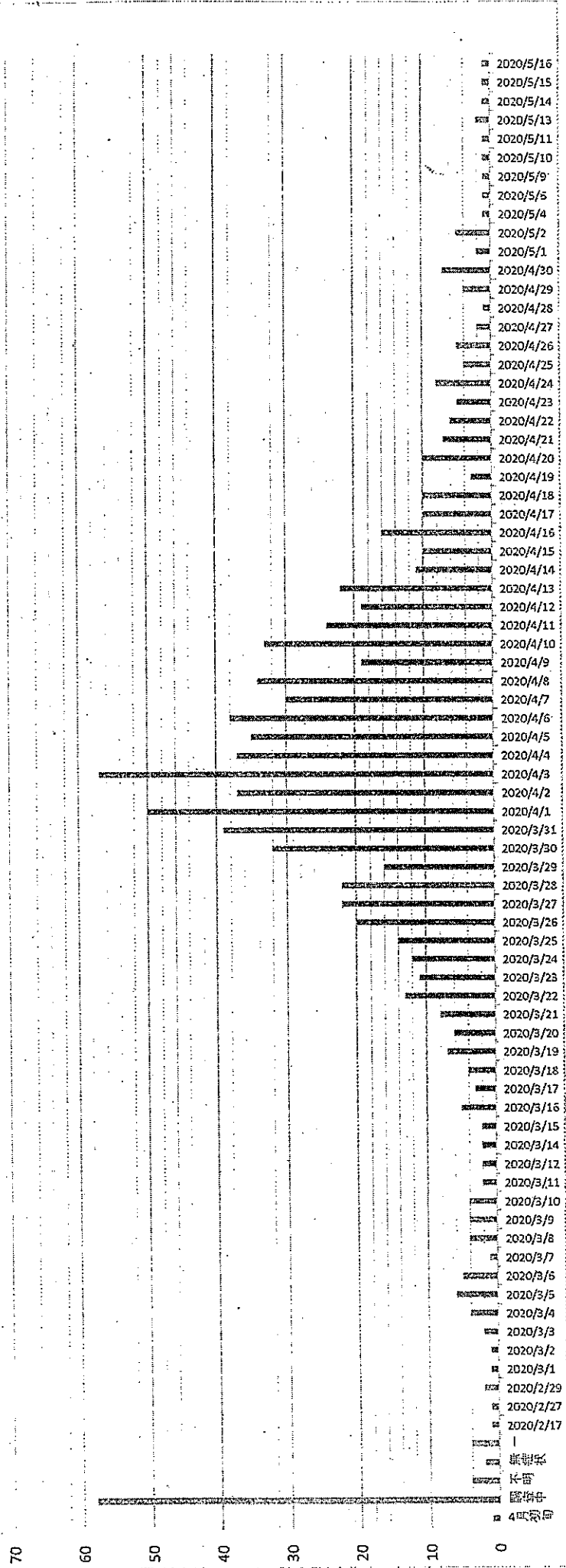
現況について 資料

令和2年(2020年)5月29日
健康医療部長 兼 保健所長

1. 新型コロナウイルス感染症発生の状況 (5月29日 8:30 現在)
 - 1) 国内：感染者数 16,683名、死亡者数 867名 (5月28日現在 厚生労働省発表)
 - 2) 大阪府：感染者数 1,781名 (5月27日現在 厚生労働省発表)
 - 3) 大阪府発表：感染者数 1,782名、死亡者数 82名 (5月28日 16:40 大阪府発表)

2. 大阪府 陽性者数 (発症日別) 経路不明者のみ

大阪府 陽性者数 (発症日別) ※経路不明者のみ※



3. 大阪府 陽性者数 (報道提供日・市町村別)

	1月	2月	3月	4月	5月	5月1日	5月2日	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日	5月7日	5月8日	5月9日	5月10日	5月11日	5月12日	5月13日	5月14日	5月15日	5月16日	5月17日	5月18日	5月19日	5月20日	5月21日	5月22日	5月23日	5月24日	5月25日	5月26日	5月27日	5月28日	5月累計	統計	
01大阪府	3	1	3	59	598	4	2	4	2	4	2	4	2	4	2	4	2	4	2	4	2	4	2	4	2	4	2	4	2	4	2	4	2	46	136	
02堺市				13	77																													13	109	
03堺市				1	136																													13	190	
003豊中市			11	48		2	1																										8	67		
044三田市			4	26																														4	31	
005吹田市			19	37		1																												4	60	
006箕面市			7	20																															7	27
007日根町																																			2	2
008寝屋川市																																			3	3
04三島町				13	39																													6	58	
009高槻市			7	16																														1	24	
010茨木市			5	18																														1	24	
011摂津市			1	5		1																												4	10	
054河内市			20	118		2																												10	158	
013守口市			3	16																														2	21	
014枚方市			6	28		1																												3	37	
015墨江川市			2	13																														1	16	
016大東市			10	34																														3	47	
017川口市			8	12																														1	21	
018四條宮市				5																														5	5	
019交野市			1	10																														1	11	
065平野町			3	109		3																												6	151	
020八尾市			8	37		2																												3	48	
021柏原市			13																															1	14	
022泉大津市			9	58		1	4																											22	85	
077南河内市			7	68																															5	80
084枚田市			11	32																															13	110
085津市																																			1	68
086宇治町																																			1	68
087高石市																																			1	68
088高石市																																			1	68
089高石市																																			1	68
090高石市																																			1	68
091高石市																																			1	68
092高石市																																			1	68
093高石市																																			1	68
094高石市																																			1	68
095高石市																																			1	68
096高石市																																			1	68
097高石市																																			1	68
098高石市																																			1	68
099高石市																																			1	68
100高石市																																			1	68
統計	1	3	240	1383	14	17	10	13	7	12	8	10	10	16	11	1	6	12	3	5	2	0	1	1	3	3	3	1	0	0	0	1	0	157	1782	

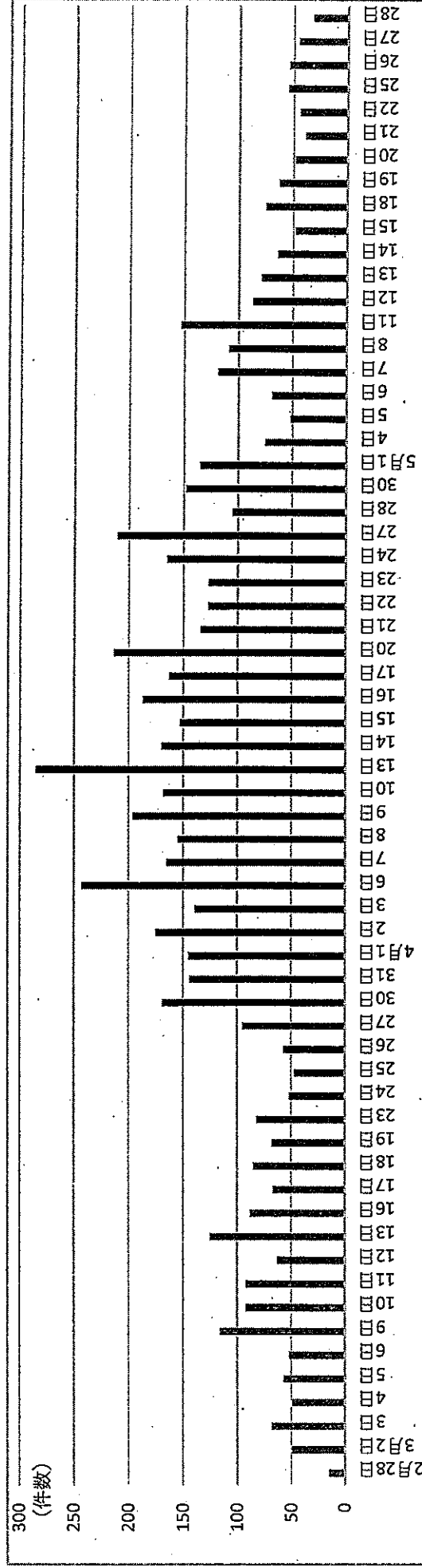
豊中市帰国者・接触者相談センター（本庁）および
豊中市総合コールセンター新型コロナウイルスにかかる受電状況について

◆ 豊中市帰国者・接触者相談センター（本庁）受電状況

● 期間：令和2年2月28日（金）～5月28日（木）

● 回線数：2～9回線

● 受電数：6,752件



◆ 豊中市総合コールセンターのうち

新型コロナウイルスにかかる受電状況

● 期間：令和2年4月1日（金）～5月28日（木）

● 受電数：下記①②の合計数

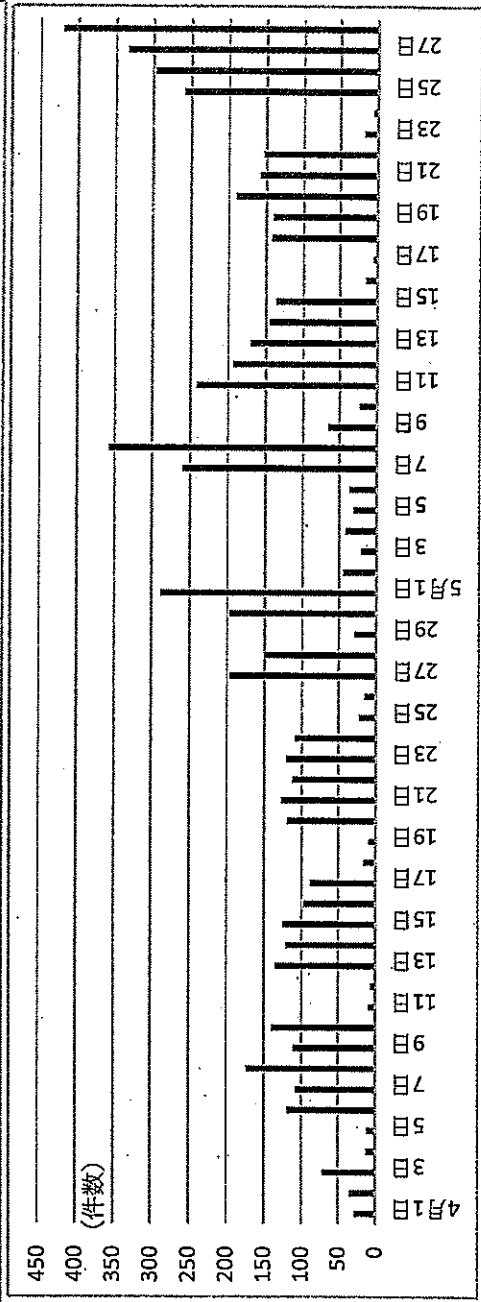
①代表電話（電話6858-2525）

・月曜～金曜日は9時から17時15分

②専用電話（電話6.858-5050）

・月曜～金曜日8時から21時

・土曜・日曜日、祝・休日、年末年始は9時～17時



■総合コールセンターにおける新型コロナウイルスに関する問い合わせ(5月)

1. 新型コロナウイルスに関する問い合わせについて

総合コールセンターでは、各課作成のFAQに基づく回答や担当課への転送などを行っています。
新型コロナウイルスに関する問い合わせ総数は、4,186件(5月1日～28日)でした。

2. 主な問い合わせ

No.	件数	内 容
1	2934	特別定額給付金
2	167	布製マスク(国)はいつ届くのか
3	107	休業要請支援金
4	95	新型コロナウイルスに関する相談先
5	94	持続化給付金
6	91	マイナンバー更新・電子申請(給付金)
7	70	住宅確保給付金(家賃補助)
8	60	子育て世帯生活支援特別給付金
9	59	市施設の休館・市役所開庁予定
10	45	新型コロナ対策信用保証料助成金
11	43	生活資金貸付
12	38	市納付金の猶予・減免(国保・固定資産税・市民税)
13	29	緊急事態宣言について(休業要請・外出自粛)
14	28	小規模事業者応援金
15	27	緊急事態宣言延長・解除に伴う休校・登校日
16	19	融資・貸付相談がしたい
17	17	セーフティーネット保証認定
18	10	市は本当に高齢者等への安否確認を行っているか
19	9	水道料金無料化・減免
20	7	保育施設の休園・再開・保育料

3. その他の問い合わせ

経済的等支援に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・休業要請が延長された。追加の支援金の給付はあるか。 ・20歳と22歳の子がいるシングルマザー。特別定額給付金以外の給付金はあるか。 ・生活困窮の大学生への支援はあるか。 ・コロナの影響で会社の空調設備を更新する。助成金はあるか。 ・水道基本料金無料や貧困家庭への支援施策が少ないのではないか。
感染予防に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・市民へ消毒液の配布はあるか。 ・マスクを着用していない人が増えている。マスク着用を広報車を出して案内してほしい。
学校等に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・小学校にオンライン授業導入予定はあるか。 ・学校のグラウンドを開放してほしい。 ・学校が再開するが、校内で感染者が発生した場合の対応は検討されているのか。 ・仕事休業が延長。放課後こどもクラブの入会を先送りできるか。 ・休業していたが放課後こどもクラブの会費は支払うのか。
保育サービスに関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・保育園のコロナ対策費補助について聞きたい。
介護サービスに関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・介護認定期間の更新延長は可能か。
市役所の手続きに関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・来庁せずに手続きしたい。(障害者医療償還払い・自立支援医療更新・マイナンバー) ・市役所に行ったら事務室内で職員が密接して座っている。よいのか。 ・給付金を申込みたいが、外国人のサポートがみあたらない。言葉が通じず困っている。
施設に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・公民館が利用できると聞いたが、まだ感染の危険があるのではないか。 ・学校の遠隔授業が始まるがインターネット環境を持っていない。市の施設で対応してくれるところはあるか。

第18回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議

日時 令和2年5月28日(木) 15時30分～

場所 本館5階 正庁の間

次 第

議 題

(1) 大阪の感染拡大の状況分析について

- ①府内における発生状況【資料1-1】
- ②大阪モデルにおける警戒信号の状況【資料1-2】
- ③大阪モデルにおける注意喚起(黄色)の点灯の運用【資料1-3】
(参考配布) 緊急事態宣言前後の人口増減の状況【資料1-4】
(参考配布) 大阪府居住者の平均移動距離の推移【資料1-5】

(2) 大阪府における感染拡大防止に向けた取組み

- ①大阪府における感染拡大防止に向けた取組み(概要)【資料2-1】
- ②感染拡大予防にかかる業種別暫定ガイドライン【資料2-2】
(接待を伴う飲食店、バー、ライブハウス)
- ③高機能換気設備の導入支援事業【資料2-2(参考資料)】
- ④府主催(共催)イベントの開催、府有施設の開館に関する考え方【資料2-3】

(3) その他

大阪府における感染拡大防止に向けた取組み（概要）

① 区域 大阪府全域

② 期間 令和2年5月30日から令和2年7月31日

③ 実施内容

● 外出について

府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。

- ・5/31まで：これまでにクラスターが発生した施設への外出や、府県をまたいだ移動を控えること
- ・6/1～6/18：一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の移動を控えること

● イベントの開催について

開催規模を概ね3週間ごとに順次拡大。定めた参加人数かつ収容率の範囲内を目安に開催すること。

● 施設の使用について

6月1日以降、全国でクラスターが発生した施設も含めて、全ての施設の休止要請を解除。

※府民や事業者などに対し、適切な感染防止策の実施と、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」の登録・利用の協力を要請

外出について

▶ 府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。
その際、特に次の内容について協力を要請。

5月31日まで	6月1日～6月18日
<ul style="list-style-type: none"> ○接待を伴う飲食店など、これまでにクラスターが発生した施設への外出を控えること ○レジャーなど、不要不急の府県をまたいだ移動を控えること 	<ul style="list-style-type: none"> ○一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間のレジャーなど、不要不急の移動を控えること

「新しい生活様式」の実践例

- ① 「三つの密」の回避
- ② 身体的距離の確保（人との間隔はできるだけ2 m確保）
- ③ マスクの着用（症状がなくてもマスクを着用）
- ④ 手洗い（家に帰ったらそのまま手や顔を洗う。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う）
- ⑤ 在宅勤務（テレワーク）等の取組みを推進
- ⑥ 「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用 など

イベントの開催について

- 適切な感染防止策の実施と、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」導入の協力を要請。
開催規模については、以下の参加人数かつ収容率の範囲内を目安とすること。

【参加人数の上限】

6月18日まで	6月19日～7月9日	7月10日～7月31日
<ul style="list-style-type: none"> ○屋内：100人以下 ○屋外：200人以下 	<ul style="list-style-type: none"> ○屋内・屋外：1,000人以下 ○全国的な人の移動を伴うイベント (プロスポーツ等)は、無観客で開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○屋内・屋外：5,000人以下

【収容率】

- 屋内：収容定員の半分以内の参加人数とすること
- 屋外：人と人との距離を十分に確保できること

- 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討。

施設の使用について

➤ 6月1日以降、全国でクラスターが発生した施設も含めて、全ての施設の休止要請を解除。
感染拡大防止の観点から、以下の内容について協力を要請。

1. 6月1日から休止要請を解除する施設（引き続き5月31日までは休止を要請）
 - ・ 全国でクラスターが発生した施設

施設区分	施設内訳	要請内容
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、スナック、バー、パブ、ガラーオケボックス、ライブハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドラインを遵守することを条件に、休止要請を解除。 但し、業界団体等がガイドラインを作成するまでの間は、府が定めるガイドラインによるものとする。 ・ 不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入や施設利用者の名簿作成など追跡対策の実施を要請。
運動施設、遊技施設	スポーツクラブ	<p>⇒ 今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。</p>

2. 上記1以外の施設

- ・文教施設、大学・学習塾等、劇場等、集会・展示施設など

施設区分	施設内訳	要請内容
文教施設	学校（大学等を除く。）	
大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	<ul style="list-style-type: none"> ・業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、適切な感染防止策を徹底することの協力を要請。 ・不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館、貸会議室	
博物館等	博物館、美術館、図書館 等	
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	⇒今後クラスターが発生した施設に対しては、持没法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービスを営む店舗	
遊興施設	ダンスホール、性風俗店、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	
運動施設、遊技施設	体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、屋内運動施設（スポーツクラブを除く）、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等	

・ 社会生活を維持する上で必要な施設及び社会福祉施設等

施設区分	施設内訳	要請内容
医療施設	病院、診療所、薬局 等	
生活必需物資 販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、適切な感染防止策を徹底することの協力を要請。
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店等には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等	
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等	
工場等	工場、作業場 等	
金融機関・ 官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設	
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、美容、ランドリー、ごみ処理関係 等	

※ 「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年5月25日改正）を踏まえた整理

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、症状がなくなってもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に關する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- 毎朝体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で休養
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で休養
- 咳エチケットの徹底 □ こまめに換気
- 身体的距離の確保 □ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）



外出控え 密接回避 密集回避 密閉回避 換気 咳エチケット 手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

府主催（共催）イベントの開催、府有施設の開館に関する考え方

【現行の措置】

大阪府における感染拡大防止に向けた取組み（5月23日から5月29日）を踏まえ、以下の通り対応。

- 府主催（共催）イベントは、規模を縮小して開催。
 - ・屋内：100人以下、かつ定員の半分以下の参加人数
 - ・屋外：200人以下、かつ人との距離を十分に確保
- 府有施設は、クラスターが発生した施設以外の府有施設は、準備が整い次第、順次開館。

【今後の対応】

「大阪府における感染拡大防止に向けた取組み」（5月30日から7月31日）を踏まえ、以下の通り対応。

(1) 府主催（共催）のイベント

適切な感染防止策を実施し、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」を導入したうえで、以下の参加人数かつ収容率の範囲内を目安に開催。

【参加人数の上限】

6月18日まで	6月19日～7月9日	7月10日～7月31日
<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋内：100人以下 ○ 屋外：200人以下 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋内・屋外：1,000人以下 ○ 全国的な人の移動を伴うイベントは、無観客で開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋内・屋外：5,000人以下

【収容率】

- 屋内：収容定員の半分以内の参加人数とすること
 - 屋外：人と人との距離を十分に確保できること
- ※ 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、引き続き、開催を自粛。

(2) 府有施設

全ての府有施設について、準備が整い次第、順次開館。

【開館の留意事項】

- ① 業界団体の感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策を実施すること。
- ② 不特定多数の者が利用する施設では「大阪コロナ追跡システム」を導入すること。

※ 5月31日（日）までのキャンセルは、キャンセル料を不徴収とする。（6月1日以降はキャンセル料を徴収）

大阪 OSAKA COVID-19 Tracing System コロナ追跡システム

ご協力 のお願い

大阪コロナ追跡システムとは

飲食店や、新型コロナウイルス感染症対策による休止・自粛要請が解除される施設・イベントを通じた感染拡大を防ぐことを目的としたものです。

施設・イベント会場（以下施設等という。）の利用の際、QRコードを活用して利用者が連絡先を大阪府に登録し、同じ日に施設等を利用した方の感染が後日判明した場合やクラスターの発生（おそれを含む）が確認された場合などに、施設等の業態や規模に応じて大阪府から注意喚起を行い、感染拡大を防ぐためのシステムです。



大阪コロナ追跡システム
ご協力をお願いします



施設でのシステム導入

情報は大阪府が管理

施設情報を登録

自動返信メールを受信
QRコードをダウンロード

QRコードを印刷・掲示

施設利用者による登録

QRコード読み込み

メールアドレスを入力

自動返信メールを受信

ご協力をお願いする施設一覧

ご協力をお願いする施設は以下の考え方に基づいています。

- ① 飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店など
- ② 大阪府による休止要請（2020年4月14日～）の対象施設のうち、不特定多数の方が利用する施設

施設

食事提供施設	飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店 など
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など
集会・展示施設	貸会議室 集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館
博物館等	博物館、美術館、図書館 など
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗
遊興施設	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、パブ、ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店
運動施設・遊戯施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 など 体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツクラブなどの屋内運動施設

イベント

※会場施設に当システムのQRコードがある場合、そちらを利用していただいても構いません。

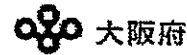
屋内イベント	自由参加のセミナーや講演会など
屋外イベント	会場やエリアを限定して入退場を管理するものに限る。

※ 休止・自粛要請を受けている施設・イベントについては、その要請解除後の大阪府の決定にあわせてご協力ください。

※ 最新の詳細情報は大阪府ホームページで確認してください。

QRコード掲示物 (イメージ)

大阪
コロナ追跡システム



大阪コロナ追跡システム

ご協力をお願い

■大阪コロナ追跡システムとは

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことが目的
- ・施設等の利用の際にQRコードからあなたのメールアドレスを登録
- ・あなたが登録した日と同じ日に同じ施設を利用された方に感染が確認された場合、注意喚起のメールを送信
- ・ご自身に感染が判明した場合は、登録したメールアドレスと発症日等のご連絡をお願いいたします。登録した施設等の利用者に注意喚起メールが発信されます。



■登録の方法 登録は3ステップです。

1. スマートフォン等でQRコードを読み取る。
2. 入力フォームにメールアドレスを入力する。
3. 登録確認メールが届く。

登録確認メールが届かない場合は登録できていない可能性があります。
お手数ですが再度ご登録をお願いいたします。

■ご注意ください

- ◆入力が必要な事項はメールアドレスのみです。
- ◆同じ場所であっても訪問するたびに読み込んで登録してください。

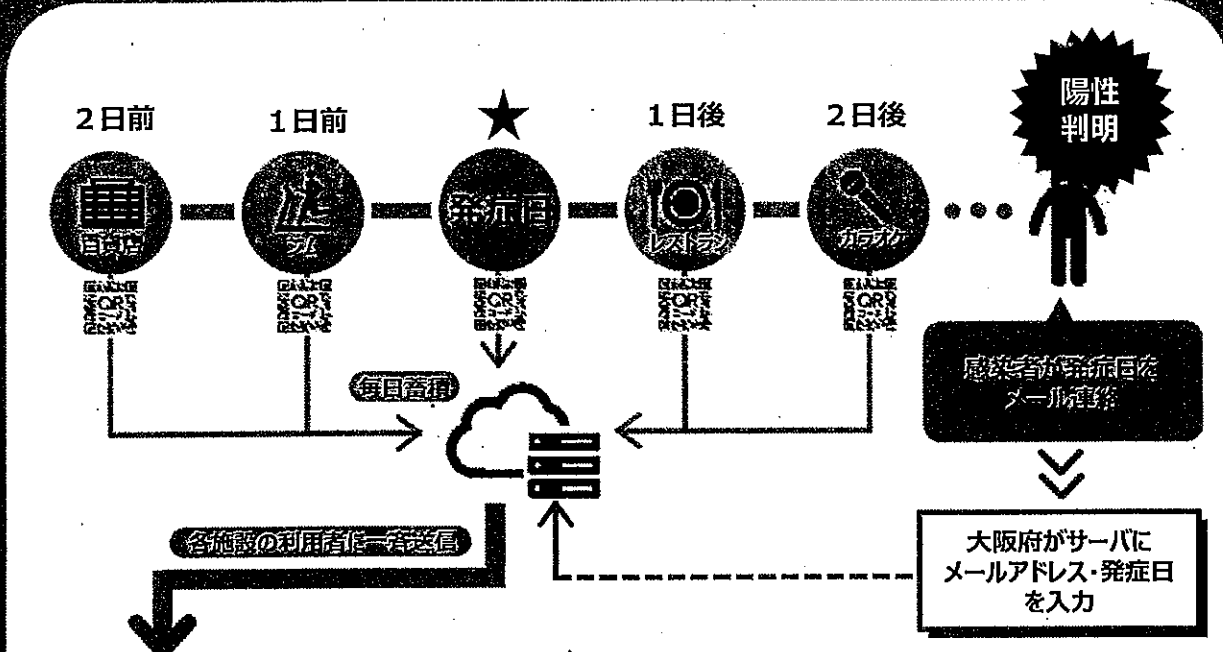
QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

施設名/イベント名

感染者が発生したとき

通知
基準

同じ日に、同じ施設に、基準を上回る感染者が行ったことが確認されたとき
※ 通知基準は、施設の利用者数によって異なる



- ▶ 一斉送信の対象者
- ①感染者の発症日前2日、及び発症から陽性判明日までの間、
 - ②同じ日に、③同じ施設にいて、④QR登録をしている人

注意喚起メールの内容

あなたが立ち寄られた施設を、新型コロナウイルスの感染が後日判明した方が、あなたと同じ日に利用されていたのでお知らせします。

このお知らせは、必ずしもあなたが感染者の近くにおられたことを意味するものではありませんが、念のため、体調管理にご注意ください。

<お願い>
本件に係るお問い合わせは、下記のホームページをご覧ください。

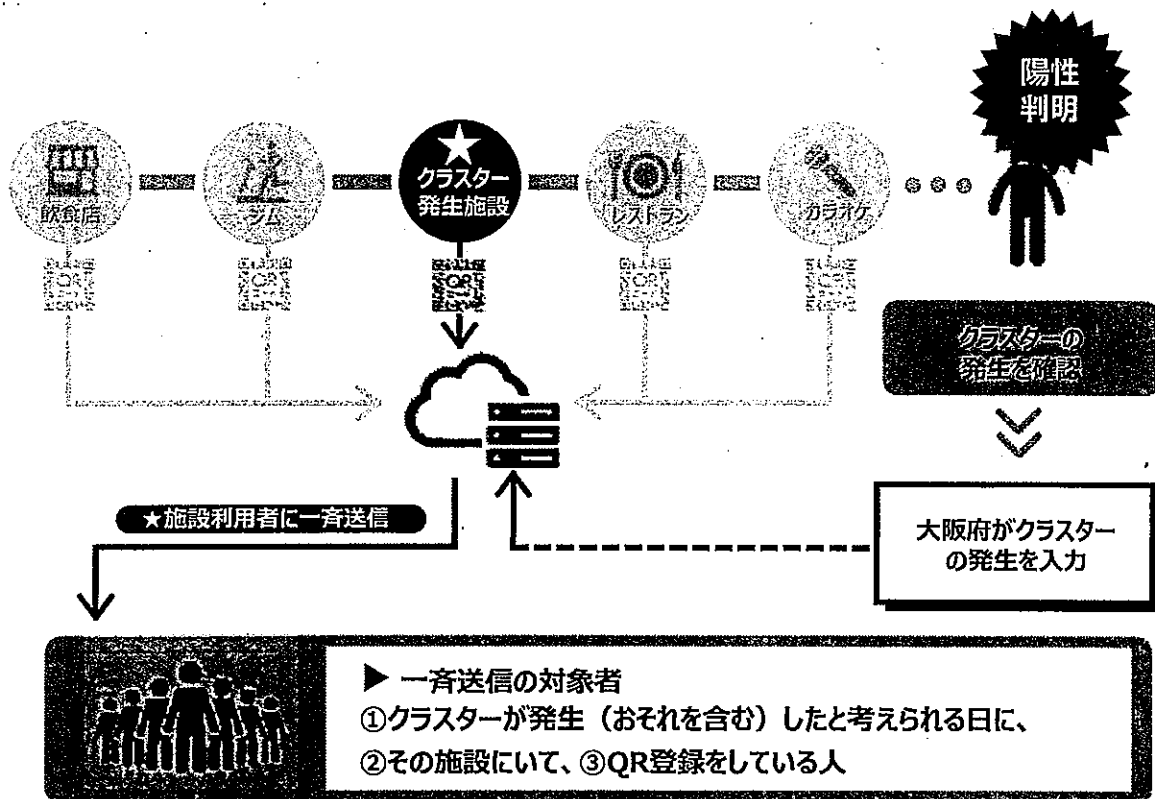
【大阪コロナ追跡システム】
http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_sonmu/osaka_alert/index.html

感染者が特定されるおそれがあるため、施設名や日時はお伝えできませんのでご理解ください。
(問い合わせいただいてもお答えすることができません)

クラスターが見つかったとき (おそれを含む)

通知
基準

本システムに登録した施設 イベントで
クラスターが発生 (おそれを含む) したとき



クラスター発生時の連絡メールの内容

●月●日●時●分に、あなたが立ち寄られた●●施設において、新型コロナウイルスのクラスター (集団感染) が疑われる事案が発生しました。

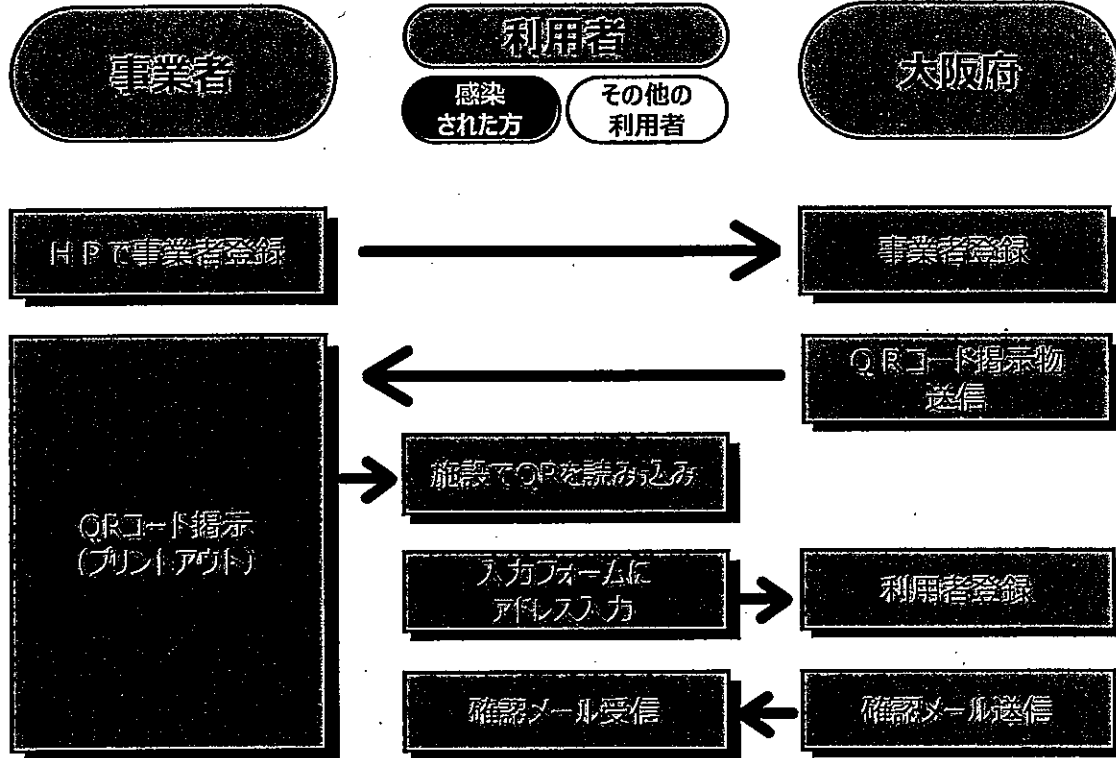
このことが必ずしも、あなたの新型コロナウイルスへの感染を意味するものではありませんが、症状の有無にかかわらず、お近くの「新型コロナ受診相談センター (帰国者・接触者相談センター)」にご相談ください。

本件に係るお問い合わせは、下記のホームページをご覧ください。

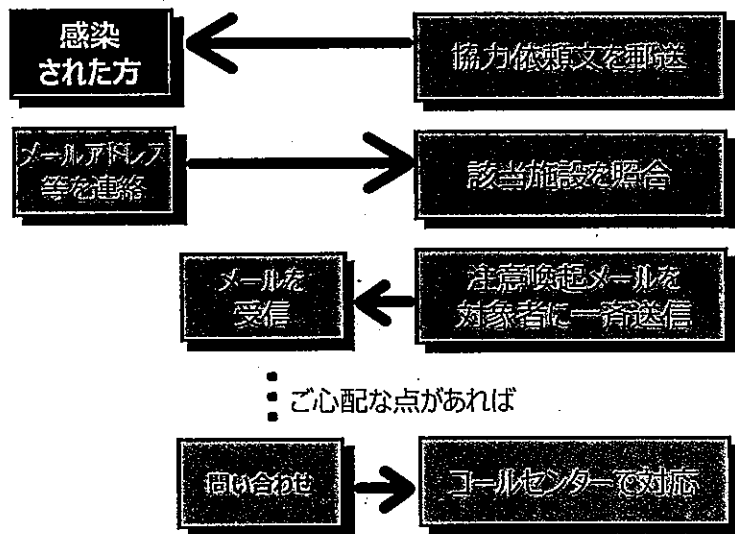
【大阪コロナ追跡システム】

http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_alert/index.html

システムの運用フロー図



感染者発生



大阪コロナ追跡システムの詳しい説明

- マニュアル・FAQ (よくある質問) *****
- AIチャットボットによる問合せ *****

【このシステムの担当：大阪府スマートシティ戦略部】

「大阪コロナ追跡システム」の手引き

施設（店舗）運営者・ イベント主催者の皆さまへ

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、効果的なワクチンや十分な治療薬がない中、今後も「ウイルスとの共存」を前提として長期的に対応していくことが求められています。

大阪府においては、令和2年5月14日開催の大阪府新型コロナウイルス対策本部会議にて、「感染拡大の防止と社会経済活動の再開・維持との両立を図る」ための戦略的段階的に移行していく方針が決定されたところです。

その中で、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき休止要請をした施設や自粛要請をしたイベント、また、同法によらず大阪府緊急事態措置に基づき休止協力依頼をした施設に対する休止・自粛要請が解除され、施設の使用等を再開する際などに感染拡大を防ぐ取組みを要請しています。

本システムは、こうした取組みの一つとして構築されたものであり、施設やイベントの運営者（以下「施設等事業者」という。）が施設やイベント会場内にQRコードを掲示し、施設利用者やイベント参加者（以下「施設等利用者」という。）がそのQRコードを読み取ることで、登録フォームにて連絡先（メールアドレス）を登録することができます。これにより、感染者が同じ施設を利用していたことが後日わかった場合、登録していただいた連絡先を活用し、当該施設の種別や規模に応じて大阪府から施設等利用者へ円滑に連絡させていただくことが可能となります。

5月21日の緊急事態宣言の解除を受け、施設やイベントの休止・自粛の解除が進む中で、施設等事業者におかれては、こうした趣旨をご理解いただき、QRコードの掲示や施設等利用者への登録の働きかけをお願いするとともに、施設等利用者におかれては、積極的に連絡先を登録していただきますよう、お願いいたします。

大阪府知事 吉村 洋文

2020年5月28日版（ver1.0）
大阪府スマートシティ戦略部

1 「大阪コロナ追跡システム」について p4

2 ご協力をお願いする施設・イベント p5

3 システム導入の手順 p6

4 感染者が発生したとき p15

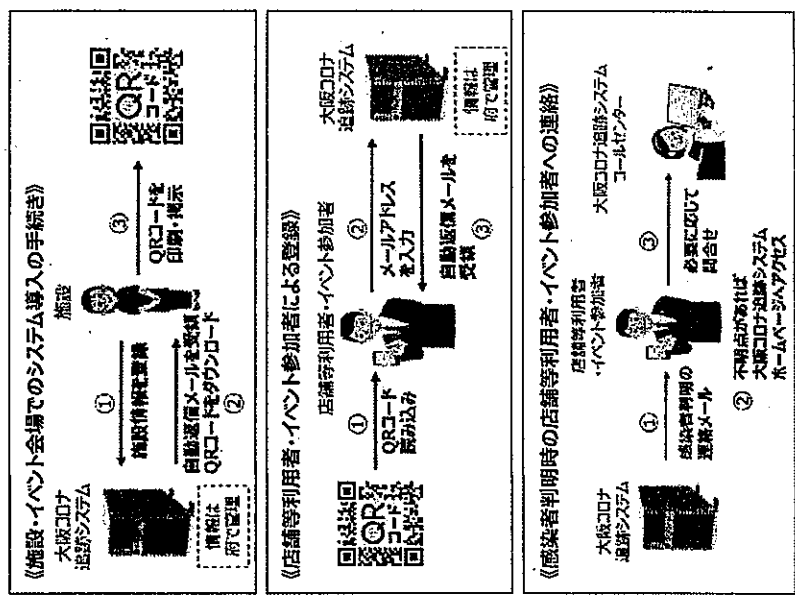
5 Q&A p18

参考 「大阪コロナ追跡システムご利用ガイド」
(施設利用者向け)

⚠ 当冊子の記載内容は、今後変更される可能性があります。
最新情報は、大阪コロナ追跡システムのホームページでご確認ください。

大阪コロナ追跡システムとは

本システムは、飲食店や、新型コロナウイルス感染症対策による休止・自粛要請が解除される施設・イベントを通じて感染拡大を防ぐことを目的にしたものです。
施設の利用やイベント参加の際、QRコードを活用して利用者がメールアドレスを大阪府に登録し、同じ日に登録された方が、後日、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、施設の規模等に応じて、大阪府から施設等利用者にメールで注意喚起のお知らせをします。また、クラスター発生（発生のおそれを含む）の際には、クラスターが発生したと考えられる日の当該施設の利用者に連絡を行います。



※QRコードは
(株)デンソーエーブの
登録商標です

2 ご協力をお願いする施設・イベント

ご協力をお願いする施設・イベントは、以下の考え方に基づいています。

- ・飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店等
 - ・大阪府による休止・自粛要請（2020年4月14日～）の対象施設・イベント
- 上記のうち、不特定多数の方が利用する施設及び不特定多数の方が参加するイベント

【施設】 以下の施設のうち、不特定多数が利用する施設

食事提供施設	飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店 等
劇場等	劇場、観望場、映画館、演芸場 等
集会・展示施設	貸会議室
	集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館
博物館等	博物館、美術館、図書館 等
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
講堂施設	生活必需品の小売関係等以外の店舗、生活必需品サービス以外のサービス業を含む店舗
遊園施設	個室子ども店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券売所、場外車券売場 等
	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、パブ、ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店
運動施設・遊戯施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等
	体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツクラブなどの屋内運動施設

【イベント】 以下のイベントのうち、不特定多数が参加するイベント

屋内イベント	自由参加のセミナーや講演会など
屋外イベント	会場やエリアを限定して入退場を管理するものに限る。

※会場施設に当システムのQRコードがある場合、そちらを利用いただいても構いません。

※ 休止・自粛要請を受けている施設・イベントについては、その要請解除後の大阪府の決定にあわせてご協力ください。

※ 最新情報は大阪府ホームページで確認してください。

3 システム導入の手順

STEP 1. 申請用ホームページにアクセスする …… p 7

STEP 2. 申請画面から登録申請する …… p 9

STEP 3. 受信したQRコードを印刷する …… p 11

STEP 4. QRコードを施設等に掲示する …… p 13

STEP 1. 申請用ホームページにアクセスする

① アクセス方法

・インターネットで検索

大阪コロナ追跡システム



・URL入力

http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_qr/index.html

② ホームページにアクセスしたら

- (1) 記載内容をご確認ください
- (2) **QRコードを発行** をクリックしてください
- (3) 施設 又は イベント の区分を選んでください

→ p8 ホームページ画面のイメージ

→ p9 STEP 2へ

申請用ホームページ画面 (イメージ)

施設 (店舗) 運営者
イベント主催者のみがご活用いただけます。

大阪コロナ追跡システム

◆本システムは、飲食店や、新型コロナウイルス感染症対策による休止・自粛要請が解除される施設・イベントを通じて感染拡大を防ぐことを目的としたものです。
施設の利用やイベント参加の際、QRコードを活用して利用者がメールアドレスを大阪府に登録し、同じ日に登録された方が、後日、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、施設の規模等に依り、大阪府から施設等利用者へメールで注意喚起のお知らせをします。また、クラスター発生（発生のおそれを含む）の際には、クラスターが発生したと考えられる日の当該施設の利用者に連絡を行います。

◆感染拡大防止には多くの飲食店や施設等が本システムにご参加いただくことが前提であるため、[制度の概要]及び[注意事項]をご確認いただき、本システムへのご登録をお願いします。

次のボタンをクリックして、立ち上がった入力画面に必要事項を記入し、QRコードを申請してください。

QRコードを発行

※5月29日（金）9時10分、17時45分以降の時間帯で発行開始予定
※6月1日（月）9時より、全施設で発行開始予定

QRコード再発行はこちら

（後略）

システム入口画面 (イメージ)

大阪コロナ追跡システムの登録にご協力いただきありがとうございます。
本システムは、新型コロナウイルス感染症が判明した方、同じ日に、同じ施設やイベントで登録をされた方に、メールで注意喚起のお知らせをすることで、感染拡大を防ぐためのシステムです。
また、クラスター発生（発生のおそれを含む）の際には、クラスターが発生したと考えられる日の当該施設の利用者に連絡を行います。

施設管理者もしくはイベント主催者いづれかをお選びください。

施設

イベント

大阪府

STEP 2. 申請画面から登録申請する

- ① 画面の内容に沿って、必要事項を入力してください
- ② 【注意事項】を確認し、同意されたらチェック☑してください。
- ③ 【登録】ボタンをクリックしてください。

<登録画面例（施設の場合）>

大阪コロナ追跡システムの登録に二回入力いただく必要があります。入力フォームに必要事項をご入力いただき、注意事項をご確認、同意の方え、一番下の登録ボタンをクリックしてください。

○施設名 (例) ○○屋××店

※複数店舗登録希望の方は、各店舗ごとに登録してください。

○種別 食料店・飲食店 VI 産産所

○所数/面積 ○席～○席 ○席～○席

○所在地 郵便番号 ●●●●●●●●

大阪府 大阪府中央区 (例) ○○町1丁目2番3号

※所在地が大阪府内にある施設のみ登録可能です。

○電話番号 (例) 06-0000-0000

○メールアドレス (例) abc@xxx.xx.jp

確認のため、右一桁を入力してください。

(例) abc@xxx.xx.jp

○QRコード ●●●●●●●● ※再発行の際必要となります

【注意事項】
(例)

☑ システム利用にあたり、以上について同意します。

・大阪府のメールは、{@smartcity-osaka.jp}から届きます。
ドメインによる変更制限等をおこなっている方は検索をお願いします。
・購入方法については、下記ホームページをご参照ください。
・ご不明な点は、Faqホームページ (FAQ) をご覧ください。
URL (例)

登録

各入力欄に記入

<入力項目>

施設名	イベント名
種別	屋内外の別
所数/面積	人数
所在地	開催場所
電話番号	
メールアドレス	
パスワード (再発行用に設定)	

注意事項を確認して
チェック☑

マニュアル
FAQ (よくある質問)
※必要に応じてご覧ください。

【登録】をクリック

※1 →p5 参照

登録に際しての注意事項

- ✓ メールアドレスを登録した施設利用者が感染者となった場合、その感染者が立ち寄った施設・イベントの種類・規模に応じて、同日当該施設でメールアドレスを登録した方に、大阪府より一斉に注意喚起メールを送信します。
その際、注意喚起メール内では、施設名、日時、感染者に関する情報はお知らせしません。また、個別にお問合せいただいても、一切お答えいたしません。
ただし、クラスターの発生（おそれを含む）が判明した場合には、大阪府より施設名・発生日等を公表した時は、注意喚起メール内にて施設名とあなたが立ち寄られた日時をお知らせいたします。
- ✓ いただいた情報については、大阪コロナ追跡システムの事業目的のみに使用し、それ以外の目的には使用いたしません。
- ✓ 大阪府においては、本システムで収集した情報等の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の利用者情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
- ✓ 本システムの利用に際して、大阪府の責めに帰すべき事由によらない場合、利用者が被った損害について、一切賠償の責任を負いません。

チェックポイント

- ✓ 登録に際して費用は発生いたしません。ただし、登録時の通信費用、QRコードを印刷する費用はご負担いただきます。
- ✓ 複数店舗・施設をお持ちの場合、各店舗・施設ごとにQRコード発行の申請をお願いします。
- ✓ 屋外や大規模施設内の広場などで行うイベントについては、原則、専用の出入口を設置して、イベント参加者と通行人等を明確に区分できる場合に対象になります。
- ✓ 施設の運営者が、自らの施設でイベントを主催する場合は、原則として、施設での登録をお願いします。

→ p 10 「注意事項」など詳しい説明


→ p 11 STEP 3へ

STEP 3. 受信したQRコードを印刷する

- ① QRコードが添付されたメールが届く
- ② メール添付のQRコードをダウンロードする
- ③ QRコードを印刷してください

※印刷機がない場合は、コンビニエンスストアで出力いただくか、携帯端末やディスプレイの画面に表示して読み取ってもらえる等の方法をご検討ください。

＜事業者登録確認メール例＞



大阪府が追跡システムの登録にご協力いただきありがとうございます。

・本メールが事業者登録完了のお知らせです。

・添付されているQRコードをダウンロードし、印刷し、掲示していただきますようお願いいたします。

※掲示方法は下記を参考にしてください。

URL (※)

・不明な点は、下記ホームページ (FAQ) をご参照ください。

URL (※)

※このメールアドレスは送達専用のため、返信できません。

大阪府

メール添付の
 掲示用QRコードを
 ダウンロードして下さい

掲示方法 (マニュアル)

※必要に応じてご覧ください。

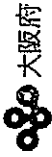
FAQ (よくある質問)

※必要に応じてご覧ください。

→ p12 掲示用QRコードの実物イメージ

→ p13 STEP4 (終了)

掲示用QRコード (イメージ)



大阪府 追跡システム ご協力をお願い

■大阪府追跡システムとは

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことが目的
- ・施設等の利用の際にQRコードからあなたのメールアドレスを登録
- ・あなたが登録した日と同じ日に同じ施設を利用された方に感染が確認された場合、注意喚起のメールを送信
- ・ご自身に感染が判明した場合は、登録したメールアドレスと発症日等のご連絡をお願いいたします。登録した施設等の利用者に注意喚起メールが発信されます。



■登録の方法 登録は3ステップです。

1. スマートフォン等でQRコードを読み取る。
2. 入力フォームにメールアドレスを入力する。
3. 登録確認メールが届く。

登録確認メールが届かない場合は登録できていない可能性があります。お手数ですが再度ご登録をお願いいたします。

■ご注意ください

- ◆ 入力が必要な事項はメールアドレスのみです。
- ◆ 同じ場所であっても、訪問するたびに読み込んで登録してください。

施設名/イベント名

QRコードは(株)デンソーワークスの登録商標です。

＜参考＞ダウンロードしたPDFデータのコンビニでの印刷方法について (コピー機がない場合)

- [スマホ編] 印刷用のアプリをダウンロードしておく。主要コンビニのアプリ印刷方法は以下ページを参考。
- ・セブンイレブン https://www.7netting.ne.jp/support/mobile/app/print_netprint_k.html
 - ・ファミリーマート・ローソン https://networkkorint.ne.jp/share_netprint/fa/howto.asp
 - ・パソコン編] USBメモリ等にデータを入れておく。主要コンビニでのPDF印刷方法は以下ページを参考。
 - ・セブンイレブン <https://www.7netting.ne.jp/services/print.html>
 - ・ファミリーマート <https://www.family.co.jp/services/print/print.html#anc1-9>
 - ・ローソン <https://www.lawson.co.jp/service/others/multicopy/>

STEP 4. QRコードを施設等に掲示する

掲示場所のポイント

- 多くの施設等利用者にわかりやすく、目立つ場所
- スマートフォン等のカメラで読み取りやすい場所

例えば・・・

- ・店舗の入り口 ・会計レジまわり など

[その他工夫例]

(飲食店)

- ・各テーブル上 ・注文用タブレット表示 ・メニューに挟み込み など

(図書館)

- ・受付 ・モニター表示 など

(美術館・博物館)

- ・チケット売り場 ・グッズ売場 ・モニター表示 など

(イベント会場)

- ・配布物に封入 ・会場内ポスターパネル ・会場内エレベーターホール など

※施設利用者以外の方が誤って利用されたりしないよう、施設の外側などへの貼付は、お避けください。

→ p14 詳しい説明

チェックポイント

- ✓ 雨等に濡れて破れてしまったり、開店中や閉店後に剥がされたりしない場所に掲示するようにしてください。
- ✓ 対象は大阪府内の施設です。府外にお持ちの系列店舗や支店に、府内店舗等のQRコードを掲示しないでください。
- ✓ 複数店舗、施設をお持ちの場合、各店舗・各施設でそれぞれ別にQRコードを申請・掲示してください。
- ✓ 掲示後は、施設等利用者に対して、できる限り登録を働きかけていただくよう、ご協力をお願いします。
- ✓ イベントで掲示した際は、イベントが終了したら撤去してください。

4 感染者が発生したとき

以下の場合に、大阪府から注意喚起メールを送ります。

- ① 本システムに登録した利用者の感染が判明したとき
- ② クラスタが発生した施設・イベントが判明したとき

	①利用者の感染が判明	②クラスタの発生が判明
通知基準	同じ日に、同じ施設・イベントに、基準人数※1を上回る感染者が発生したことが確認されたとき	本システムに登録した施設・イベントのうち、感染者が、感染判明前の一定期間※2に立ち寄った施設等を同じ日に利用された方
通知先	本システムに登録した施設・イベントのうち、感染者が、感染判明前の一定期間※2に立ち寄った施設等を同じ日に利用された方	クラスタの発生（おそれを含む）が判明した施設・イベントを、発生が疑われる日に利用された方
施設名等の取扱い	大阪府からの注意喚起メールでは施設・イベント名、日時、感染者に関する情報はお知らせしません。	大阪府から施設・イベント名・日時を公表する場合は、大阪府からの注意喚起メールでも施設名等をお知らせします。
備考	※1 通知基準は、施設・イベントの種類と規模等で設定 ※2 一定期間は、原則として感染が判明した日からさかのぼり、発症前2日まで	

・本システムは、従業員の方もご利用いただけます。ただし、従業員が勤務する施設・イベント以外でもQRコードを登録している場合は、従業員にメールが届いたことが、必ずしもその勤務する施設・イベントに感染された方が立ち寄られたことを意味することにはなりません。

→ p16 各注意喚起メールのイメージ

→ p17 施設・イベントの種類・規模別 注意喚起メール発出基準

注意喚起メール（イメージ）

本システムに登録した利用者の感染が判明したとき

あなたが立ち寄られた施設を、新型コロナウイルスの感染が後日判明した方が、あなたと同じ日に利用されていたのでお知らせします。

このお知らせは、必ずしもあなたもあなたが感染者の近くにおられたことを意味するものではありませんが、念のため、体調管理にご注意ください。

＜お願い＞

本件に係るお問い合わせは、下記のホームページをご覧ください。
【大阪コロナ追跡システム：URL（略）】

感染者が特定されるおそれがあるため、施設名や日時はお伝えできませんのでご理解ください。
(お問い合わせいただいてもお答えすることができません)

施設・イベント会場でクラスタが発生したとき

●月●日●時●分に、あなたが立ち寄られた●施設において、新型コロナウイルスのクラスタ（集団感染）が疑われる事象が発生しました。

このことが必ずしも、あなたの新型コロナウイルスへの感染を意味するものではありませんが、症状の有無にかかわらず、お近くの「新型コロナウイルス受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」にご相談ください。

本件に係るお問い合わせは、下記のホームページをご覧ください。
【大阪コロナ追跡システム：URL（略）】

5 Q&A

施設における注意喚起メール発出基準

基準	対象	施設種別	座席数		面積		
			100席未満	100席以上	1,000㎡未満	1,000㎡～1万㎡	1万㎡以上
レベル A	◆全国でクワスターが発売した施設(5/23時点で特措法による休止要請していた施設)	<厨房> ・スナック、バー、パブ ・キャバレー等接客を伴う飲食店 <面積> ・ライブハウス、カラオケボックス、スポーツクラブ	1人	2人	1人	2人	-
レベル B	◆クワスター類似施設など、比較的大規模な施設(5/23時点で休止要請を解除した施設) ◆飲食店	<厨房> ・飲食店 <面積> ・体育館、ホール、屋内運動施設 ・ダンスホール、性風俗店 <面積：10,000㎡超> ・テーマパーク、遊園地 ・個室ラウンジ、ネットカフェ、場外馬券場等	2人	3人	2人	3人	5人
レベル C	◆上記以外の施設で当該クワスターの対策施設(5/16時点で休止要請を解除した施設)	<厨房> ・劇場、映画館 <面積> ・百貨店、その他的小売店 ・ホテル、宴会所 (ただし宴会の用に供する場所) ・旅行代理店、その他のサービス業等	3人	4人	3人	4人	5人

イベントにおける注意喚起メール発出基準

後日公表

Q	A
社員食堂や学生食堂などは対象となるのでしょうか。	従業員や学生などのみ利用可能な施設は対象外ですが、一般利用が可能な場合には対象です。
病院や福祉施設中の食堂、喫茶店なども、一般人が利用できる場合は対象になるのでしょうか。	特定の方のみ利用可能な施設は対象外ですが、一般利用が可能な場合には対象です。
登録している大規模施設中の店舗も重ねて登録しないといけないですか。	対象となっている施設中の店舗についても、ご登録をお願いします(各店舗の業態や規模によって、異なるメール発出基準を設けています)。
登録している貸館施設中の個別の会議室やホールも重ねて登録しないといけないですか。	貸館施設内の個別の部屋のうち、定員が100人以上の部屋については対象ですので、個別に登録をお願いします。
病院や銀行、事務所など対象となっていない施設を登録してもいいですか。	対象外の施設等の登録はお控え願います。なお、本システムの利用状況を踏まえ、対象施設やアラート基準等について改めて検討する予定です。
テイクアウト店は対象となるのでしょうか。	テイクアウトのみの店舗は対象外です。
お祭りの模擬店やイベントのキッチンカーなど、テイクアウトの飲食を提供するイベントをします。この場合、イベントとしては登録しますが、模擬店やキッチンカーことにも登録が必要なんですか。	テイクアウトの店舗は対象外となります。ただし、主に、テイクアウトした飲食物をその場で飲食するための共同の会場スペースを設けている場合は、当該スペースが登録の対象となります。
施設の運営者ですが、自ら主催するイベントも登録しなければなりませんか。	施設として登録しておられるなら、重複しての登録は不要です。
不特定多数の者が参加するイベントを開催します。通りすがりの方が少し立ち止まっただけで、明確にイベントの参加者がわかりにくく、誰にメールアドレスの登録をお願いしていいかわかりません。	屋外や大規模施設内の広場などのイベントの場合、原則、専用の出入口を設置して、イベント参加者と通行人等を明確に区分できるイベントは対象となります。

登録手続き

Q	A
登録内容に変更があったかどうかはよいですか。	登録後、内容の変更はできません。登録内容に変更のある場合は、改めて新規で登録をお願いします。
登録していた施設等について、途中で本システムへの登録をやめる場合はどうしたらよいですか。	感染拡大防止のため、できれば、引き続きの掲示をお願いします。 休業や廃業等やむを得ない場合は、特にご連絡はけっこうです。

利用方法

Q	A
施設への入館時に登録してもらえばいいですか。	施設に滞在している間であれば、いつでも結構です。
従業員にメールアドレスを登録させてもいいですか。	お店の従業員の方も感染リスクがあるので、ぜひ、利用者と同じように日々システムへの登録をしていただきたいと存じます。

感染者発生時

Q	A
感染者が発生した場合、施設側にもメールが届きますか。	施設側にメールは送信しません。ただし、クラスターが発生した場合は、大阪府から連絡します。
感染者が私の店の利用者かどうか、わかりますか。	感染者のプライバシー（シー）保護の観点から、店側に感染者が立ち寄ったかどうかをお知らせすることはできません。
なぜ、施設の規模や業態によって、注意喚起のメールを送信する基準が違うのですか。	施設の規模や業態によって感染の可能性が異なることを想定し、一定の基準を設定して、基準に達したときに、注意喚起等のメールを送信します。

参考

- お客様への説明などにご活用いただける
お客様向け「大阪コロナ追跡システムご利用ガイド」を
次ページ以降に掲載しています。
- ・印刷してチラシとしてQRコードのそばに設置
 - ・お客様がお問合せ時にタブレットに表示し説明
などにより、ご活用ください。

「大阪コロナ追跡システムご利用ガイド」ダウンロード方法

- ・インターネットで検索

大阪コロナ追跡システム

検索

- 「大阪コロナ追跡システム」ホームページから
- 「大阪コロナ追跡システムご利用ガイド」をダウンロード

- ・ URL入力

http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_alert/riyoguide.html

- 「大阪コロナ追跡システムご利用ガイド」をダウンロード

- ・ (当冊子を紙面でご覧になっている場合)
以下のQRコードを読み込んでダウンロード



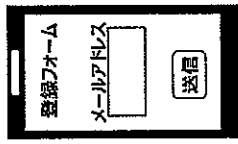
大阪コロナ追跡システム ご利用ガイド -1

登録の仕方

ステップ ①
来場した施設にて、ご自身のスマートフォン等のカメラで、QRコードを読み取ってください



ステップ ②
表示された登録フォームにメールアドレスを入力し、送信してください




ステップ ③
登録完了メールが自動返信されるので、確認してください



登録するのはメールアドレスのみです！

登録完了！

登録した施設・イベントに感染者がいたことがわかったとき

大阪府から注意喚起のメールが届きます。 

登録後、万が一ご自身の感染が判明したときは、大阪府からの案内に従って、登録したメールアドレスと発症日及び陽性判明日を、大阪府にお知らせください。

QRコードは(株)デンソーエーブ登録商標です。



大阪府

大阪コロナ追跡システム ご利用ガイド -2

大阪コロナ追跡システムでは、今回ご登録いただいた「メールアドレス」と、感染判明日にお聞きする「発症日」及び「陽性判明日」以外には、「氏名」「住所」「電話番号」など一切の個人情報を収集することはありません。
(個人情報の取り扱いについて)

登録いただいたメールアドレス等のデータは、大阪府個人情報保護条例に則り、適切に運用管理いたします。なお、メールアドレスのデータは2か月で自動的に消去されます。

大阪コロナ追跡システム特設サイト（一般利用者向け）

http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_alert/index.html

システムのご説明（よくあるご質問）

QRコードの読み込みについて（ステップ①）

■ スマートフォンを持っていないとき

このシステムは、基本的に、スマートフォンをお持ちの方を対象としたものです。なお、QRコードの読み取りが可能で、かつインターネットにつながるタブレットやスマートフォン（ガラケー）などはご利用できます。

■ QRコードはどこにあるか

QRコードを貼る場所は、施設・イベント管理者の任意です。大阪府は、施設の入口や受付、壁面、飲食テール上などへの掲示を推奨しています。見つからない場合は、各施設・イベント会場のスタッフにご確認ください。 ※すべての施設やイベント会場が、システムを導入しているわけではありません。

■ QRコードの読み取り方法

一般的には、スマートフォンのカメラで撮影することで読み取ることができます。

■ 特定の施設・イベントにQRコードが設置されているか知りたい

設置は任意ですので、施設管理者・イベント主催者にお問い合わせください。

メールアドレスの登録について（ステップ②）

■ 一度登録した施設・イベントに、別の日に行くとき、再登録が必要か

同じ施設・イベントでも、利用日が変われば、その都度、QRコード読み込み→メールアドレス入力・送信→メール受信確認が必要です。

登録完了メールについて（ステップ③）

■ 登録完了メールの内容

登録完了メールの文面を次ページに掲載していますので、ご覧ください。

大阪コロナ追跡システム ご利用ガイド -3

- 登録完了メールが、しばらく経っても届かないとき
ご自身のメールアドレスが、大阪府のドメインメール (@smartcity-osaka.jp) を受信できる設定になっているか、ご確認ください。また、登録フォームでメールアドレスの入力を間違えた可能性がある場合は、再度ご登録ください。
- 自動返信メールには何をしたらよいか
自動返信メールは、確認いただくだけで結構です。

注意喚起メールについて

- どんなどきに注意喚起メールが届くか
○ 注意喚起メールの通知基準は以下のとおりです。
同じ日に、同じ施設・イベントに、基準人数※1を上回る感染者が行ったことが確認されたとき
○ 注意喚起メールの通知先は以下のとおりです。
本システムに登録した施設・イベントのうち、感染者が、感染判明前の一定期間※2に立ち寄った施設等を同じ日に利用された方
また、クラスター発生（発生のおそれを含む）の際には、クラスターが発生したと考えられる日の当該施設の利用者に連絡を行います。
※1 通知基準は、施設・イベントの種別と規模等で設定
（掲載ページ）：http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_or/kivyun.html
※2 一定期間は、原則として感染が判明した日から2か月の前、発症前2日まで
- 受信したら何をしたらよいか
注意喚起メールは、同じ施設等を利用された方に感染者がいたことが判明したときと、クラスターが発生したときで異なります。具体的な対応については、それぞれのメール文の記載内容をご確認ください（次ページのメール文面参照）

- いつ、どの施設・イベントに感染者がいたか知りたい
個人情報保護及び風評被害回避の観点から、施設・イベント名および日時はお伝えすることができませんのでご理解ください。
※クラスターが発生した際は施設名等が公表されることがあります。
- 注意喚起メール配信時、感染者になったことが公表されているのか
注意喚起メールには、感染者の氏名、利用した施設・イベント名や日時は記載されません。（次ページのメール文面参照）
※クラスターが発生した際は施設名等を記載します。
- 注意喚起メールが来たことを、心当たりがある施設・イベントに伝えていいか
大阪府から送る注意喚起メールでは施設名や日時はお伝えしていません。個別で施設を特定するような行為はしないでください。

大阪コロナ追跡システム ご利用ガイド -4

メールアドレス登録自動返信メール（イメージ）

大阪コロナ追跡システムの登録にご協力いただきありがとうございます。
・本メールが登録を完了したことをお知らせするメールです。

ご注意ください！>

大阪コロナ追跡システムでは、今回ご登録いただいたメールアドレス以外に、「氏名」「住所」「電話番号」をはじめ一切の個人情報収集することはありません。

・あなたが登録した施設を、新型コロナウイルスの感染が後日判明した方が同じ日に利用されていた場合、大阪府より注意喚起メールをお送りいたします。

利用にあたってご不明な点は、こちら（FAQ）をご参照ください。：URL（略）

※このメールアドレスは送信専用のため、返信できません。

大阪府

注意喚起メール（イメージ）

本システムに登録した利用者の感染が判明したとき

あなたが立ち寄られた施設を、新型コロナウイルスの感染が後日判明した方が、あなたと同じ日に利用されていたのをご知らせします。

このお知らせは、必ずしもあなたが感染者の近くにおられたことを意味するものではありませんが、念のため、体調管理にご注意ください。

<お願い>

本件に係るお問い合わせは、下記のホームページをご覧ください。
【大阪コロナ追跡システム：URL（略）】

感染者が特定されるおそれがあるため、施設名や日時はお伝えできませんのでご理解ください。
（問い合わせいただいてもお答えすることができません）

施設・イベント会場でクラスターが発生したとき

●月●日●時●分に、あなたが立ち寄られた●施設において、新型コロナウイルスのクラスター（集団感染）が疑われる事象が発生しました。
このことが必ずしも、あなたが新型コロナウイルスへの感染を意味するものではありませんが、症状の有無にかかわらず、お近くの「新型コロナウイルス受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」にご相談ください。

本件に係るお問い合わせは、下記のホームページをご覧ください。
【大阪コロナ追跡システム：URL（略）】

大阪府が追跡システム特設サイト（一般利用者向け）

http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_sleit/index.html

大阪府が追跡システム「イベントガイド」(24時間受付)

(掲載中)

市主催（共催）イベントの開催、市有施設の開館に関する考え方（案）

考え方：政府の基本的対処方針（5月25日修正）及び、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議（5月28日開催）で示された方針に沿って対応

(1) 市主催（共催）のイベント

①段階的緩和

時期	内容
6月1日～6月18日	屋内：100人以下 屋外：200人以下
6月19日～7月9日	屋内・屋外：1000人以下 ※全国的な人の移動を伴うイベントは無観客で開催
7月10日～7月31日	屋内・屋外：5000人以下

②留意事項

- 収容率について、屋内にあっては収容定員の半分以下の、屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。
- 不特定多数が参加するイベントは、「大阪コロナ追跡システム」を導入するとともに、参加者の連絡先の把握に努める。
- 業界団体の感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策を実施する。

(2) 市有施設

- 全市有施設について6月1日以降準備が整い次第開館

◆留意事項

- 「大阪コロナ追跡システム」の対象となる施設については、同システムを導入する。
- 業界団体の感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策を実施する。
- 貸館において主催者がイベントに使用する場合
 - ・市の主催（共催）イベントと同様に段階的緩和の内容の範囲で使用できるよう主催者に要請する。
 - ・不特定多数が参加するイベントは、「大阪コロナ追跡システム」を導入するとともに、参加者の連絡先の把握に努めるよう要請する。
 - ・業界団体の感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策を実施するよう要請する。

市有施設及び市主催イベントにおける「大阪コロナ追跡システム」の導入について

6月1日(月)から市有施設等の再開に当たり、感染拡大を防止する取り組みとして、同システムの導入を行う。

導入する市有施設及び市主催イベント等は、次のとおりとし、市有施設の貸館等を利用して実施するイベントの主催者(民間事業者)に対しても、同システムの利用について要請を行うとともに、施設利用者及びイベント参加者へ利用を要請する。

1 導入対象の市有施設 大阪府による休止要請(2020年4月14日)の対象施設のうち、不特定多数の方が利用する施設

※複合施設については、原則として、個々の施設において導入

2 導入対象の市主催イベント

①屋内イベント 不特定多数が参加するイベント(例 自由参加のセミナーや講演会等)

②屋外イベント 不特定多数が参加するイベント(例 会場やエリアを限定して入退場を管理するものに限る。)

※市主催イベントを市有施設で実施する場合は、原則として、施設で導入したQRコードを利用し、個々のイベントでの導入は不要

3 その他

QRコードの取得方法、QRコードの掲示場所のポイント等、同システムの導入手順については、『「大阪コロナ追跡システム」の手引き 施設(店舗)運営者・イベント主催者の皆さまへ』を参照

■ 体育施設・文化芸術センター等の再開等について

体育施設・文芸センター等については、「大阪コロナ追跡システム」の導入や更衣室・休憩室等の消毒等の感染予防策を実施のうえ、以下のとおり開館する。

1. 体育施設

(1) 体育館（千里・柴原・豊島・庄内・ひびき）

06/1～6/18

各施設の球技場・諸室ごとの利用人数を、100人または球技場・諸室ごとの定員の50%以下の少ない方に制限したうえで開館

06/19～

各施設の球技場・諸室ごとの利用人数を、それぞれの定員の50%以下に制限したうえで開館

(2) 温水プール（二ノ切・豊島）

06/3～6/18

入場者数を100人以内に制限したうえで開館

06/19～

入場者数を200人以内に制限したうえで開館

※当面、ジャグジー・採暖室は使用不可とする

(2) 高川スポーツルーム・各体育館トレーニング室

06/8～

利用人数を、定員の50%以下に制限したうえで開館（高川スポーツルームの多目的室は6/1より開館）

2. 文化芸術センター・伝統芸能館・市民ギャラリー

06/1～6/18

各ホール・諸室ごとの利用人数を、100人または各ホール・諸室ごとの定員の50%以下の少ない方に制限したうえで開館

※ローズ文化ホール以外は月曜休館のため6/2開館

06/19～

各ホール・諸室ごとの利用人数を、それぞれの定員の50%以下に制限したうえで開館

3. 共同利用施設

06/1～

諸室ごとの利用人数を、それぞれの定員の50%以下に制限したうえで開館

○6月1日以降の教育委員会の対応について（案）

1 施設等の対応

	図書館	公民館	青年の家いぶき	庄内少年文化館	教育センター	学校体育施設開放事業	原田しろあど館
現 状	6/1～書架の利用再開予定。	参加者が特定される一定の人数以下の会議での貸室利用について再開	参加者が特定される一定の人数以下の会議での貸室利用について再開	再開 5/18	再開 5/18	中止	6月より一般公開を再開
6月1日以降	6/1より再開。 ただし、滞在時間等の制限を行う場合もある。(公益社団法人日本図書館協会によるガイドラインに基づく)	同上	同上	同上	同上	同上 ※学校が通常授業開始となる6/15以降の再開に向けて学校、開放委員会と調整を行う。(体育館についてはコロナ対策として学校運営で使用している。)	同上

2 学校の対応

- 学校休業について：6月1日（月）から再開（ただし、分散登校・短縮。給食についても6月1日から実施、6月15日（月）より通常授業開始）

3 放課後子どもクラブの対応

- これまでのような対象者の限定はせず、必要な保育を実施する。ただし、家庭での保育への協力は引き続きお願いする。

(案)

6/1～ こども未来部における施設、事業等の取扱いについて

イベントや講座、貸館等については、国の基本方針(5/25 付)及び府方針に沿い、人数等を段階的に緩和するとともに業界団体ごとに定めるガイドラインを基本として対応する。

●4/8～5/31

●6/1～

公立こども園	
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開所(必要な方への保育) 保育の自粛を要請 ・地域子育て支援事業 相談事業のみ実施 他事業は今後の状況を見極めながら判断 (家庭保育の要請解除が一定の目安) 	<p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開所(通常保育) 家庭保育の協力要請(6/1～6/30(予定)) 園外保育:再開(当面は屋外のみ) ・地域子育て支援事業 相談事業:実施 園庭開放:再開 プレイルーム・講座:再開(人数制限等有)
子育て支援センターほっぺ	
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開所 ・相談、訪問事業:注意しながら実施 ・プレイルーム:中止 ・子育て講座等:中止 ・貸館:中止 ・さくらんぼひろば:中止 	<p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開所 ・相談、訪問事業:注意しながら実施 ・プレイルーム:再開(人数制限等有) ・子育て講座:順次再開(人数制限等有) ・貸館:再開(人数制限等有) ・さくらんぼひろば(桜の町):再開 プレイルームと同様(人数制限等有)
児童発達支援センター	
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開所(必要な方への保育・療育) 療育の自粛を要請 ・療育相談事業:縮小実施 ・診療所:医学的リハビリテーション実施 (対象児童を限定) ・地域支援事業:中止 	<p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開所(通常保育・給食再開) 家庭保育の協力要請(6/1～6/30(予定)) ・療育相談事業:通常通り実施 ・診療所:医学的リハビリテーション実施 (対象児童を限定しない) ・地域支援事業(遊びの広場、所庭開放):再開 (人数制限等有)
母子父子福祉センター	
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館(ただし、土・日・祝は臨時休館) ・相談事業:実施 ・貸館:中止 ・学習支援講座、就労支援講座:中止 	<p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館 ・相談事業:実施 ・貸館:再開(人数制限等有) ・学習支援講座、就労支援講座:再開 (人数制限等有)

※人数制限等については、国の基本的対処方針(5/25)に基づきます。

特別定額給付金（10万円の給付）について

1. これまでの取り組み

5月 8日（金） オンライン申請受付開始

5月25日（月） 郵送発送開始

5月27日（水） 発送完了

5月29日（金） 振込開始

2. 今後の予定

6月 4日（木） 2回目の振込予定（オンライン申請分）

6月12日（金） 3回目の振込予定（郵送による申請分振込開始）

8月31日（月） 申請受付締め切り

市民からのお問い合わせには

豊中市特別定額給付金実施本部コールセンター

をご案内ください。

06-6151-5181（9:00~17:15（土日祝除く））

（庁内から内線での転送はできませんのでご注意ください。）

（問い合わせ先）

市民協働部コミュニティ政策課

松永（内線2044）

6月1日午前9時に、市公式ホームページを一部変更します。
変更後の画面イメージです。

令和2年(2020年)5月29日
都市経営部

検索

> 検索について

- ① 市政のニュース
- ② よくあるくらしの場面
- ③ イベント・新着・採用
- ④ 市長室・市議会

TOPページ

Tayonaka City

音声読み上げ・文字拡大
Multilingual
サイトマップ

電話で問合せ
豊中市総合コールセンター
06-6858-5050

困ったことがあった時は
相談窓口

よくある質問

くらしの手続き

子育て・教育

健康の価値
医療

入籍・文化
スポーツ

職員の採用
2020
適性検査導入

新型コロナ
ウイルス
関連情報

市政情報

まちづくり
環境

施設案内

緊急情報

新型コロナウイルスに関する情報

- ・ [関連情報総合ページ](#) ←
- ・ [市民の皆さまへ（市長からのメッセージ）](#)（●月●日更新）
- ・ [支援策一覧のページはこちら](#)
- ・ [各種コールセンターのページはこちら](#)

どちらをクリックしても
総合ページへ遷移します
(裏面参照)

安心・安全 防災情報

- おたさが防災ネット
- 緊急医療 休日診療
- 豊中市の環境情報
- 豊中市の所管 警報・注意報
- 避難所情報
- ハザードマップ 防災関連資料等
- 防災行政 無線情報

> 北緑丘2丁目付近でアライグマの目撃情報 (5月12日)

> 緊急情報へ

市政のニュース

広報

- > 3年連続で待機児童ゼロを達成
- > 新型コロナウイルス対策信用保証料助成金を創設
- > B'z・松本孝弘さんを名誉市民に決定
- > 3月2日から一部の証明書発行手数料がキャッシュレス支払い可能に
- > ファミリーマートと子育て・子育て支援の連携協定を締結

> 市政のニュースへ

公式ソーシャルメディア

とよなか

LINE

Twitter

Instagram

Facebook

YouTube

とよなかレポート・トピックス

豊中市議会 トピックス

6月定例会



豊中市議会6月定例会
インターネット中継



とよなかの魅力

[くらし・手続き](#)

[子育て・教育](#)

[健康・福祉・医療](#)

[人権・文化・スポーツ](#)

[まちづくり・環境](#)

[市政情報](#)

[トップページ](#) > [くらし・手続き](#) > [防災・消防・緊急](#) > [緊急情報](#) > [新型コロナウイルス感染症関連情報総合ページ](#)

新型コロナウイルス感染症関連情報総合ページ

トピックス

- [豊中市新型コロナ関連緊急対策（第2弾）を実施（5月18日）](#)
- [オンライン診療や発熱時の対面診療ができる市内医療機関の一覧を公開（5月1日）](#)
- [豊中市新型コロナ関連緊急対策（第1弾）を実施（4月28日）](#)

市民の皆さまへ（市長メッセージ）

新型コロナウイルス関連コールセンター

新型コロナウイルス関連支援策一覧

市内の新型コロナウイルス感染症患者の発生状況

[【市民の皆さま向け】相談窓口・支援](#) [十開く](#)

[【事業者の皆さま向け】相談窓口・支援](#) [十開く](#)

[市立小中学校などの対応やお知らせ](#) [十開く](#)

[公立こども園などの対応やお知らせ](#) [十開く](#)

[公共施設の情報、窓口の対応](#) [十開く](#)

[日常生活に関すること](#) [十開く](#)

[市主催イベント・事業に関するお知らせ](#) [十開く](#)

[あつちで使える、楽しめるサイト](#) [十開く](#)

関連リンク

- [新型コロナウイルス感染症（豊中市保健所）](#)
- [豊中市新型コロナ関連緊急対策（補正予算など）](#)
- [豊中市新型コロナウイルス感染症対策本部](#)
- [新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮](#)
- [【がいこくじんのみなさんへ】新型\(しんがた\)コロナウイルス\(ころなういるす\)について](#)

外部リンク

府独自の基準に基づく自粛要請・解除及び対策の基本的な考え方「大阪モデル」について（大阪府ホームページ）
令和2年（2020年）5月5日（火曜・祝日）、大阪府は、独自の基準に基づく自粛要請・解除及び対策の基本的な考え方「大阪モデル」を作成しま



市営住宅を一時的に提供

住宅の退去を余儀なくされている方への支援

豊中市は、新型コロナウイルス感染症の影響で、解雇や廃業、収入の激減などにより住宅の退去を余儀なくされている市内在住・在勤の人を対象に、豊中市営住宅の空き家を一時的に提供します。

提供期間は6か月、家賃は月4,000円で、共益費・光熱水費は自己負担となります。

一時避難住戸提供の概要 ※詳細は別添チラシを参照

対象者：令和2年(2020)4月7日(基準日)前から継続して、市内在住か在勤の人
募集住戸：市営西谷住宅(東豊中町5丁目6~8番)5戸(2DK)

提供開始日：6月29日(月)予定

提供期間：一時避難開始日の属する月の翌月から起算して6カ月目の末日まで
(6月29日に一時避難した場合は12月31日まで)

家賃：月4,000円(その他、共益費・光熱水費などは自己負担)

一時避難要件：新型コロナウイルス感染症の影響で、基準日以降に解雇・雇い止め・事業の廃業・事業の休業・世帯収入が減少したなどを理由に、現住居からの退去を余儀なくされている人 ※その他要件あり

受付期間：6月8日(月)~19日(金)(抽選により決定)

申し込み：必要書類を持参の上、豊中市営住宅募集・管理センター(中桜塚、豊中市役所内。6858-2395)で申込書を記入

【お問合せ先】

都市計画推進部住宅課

[担当] 別所、小堀 TEL:06-6858-2398

